

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2025年3月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：アフリカ地域人間の安全保障確保に向けた気候災害にレジリエントな水道施設計画に関する情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：アフリカ地域人間の安全保障確保に向けた気候災害にレジリエントな水道施設計画に関する情報収集・確認調査
（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：24a00966

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年3月19日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域人間の安全保障確保に向けた気候災害にレジリエントな水道施設計画に関する情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2025年5月から2025年12月

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部水資源グループ水資源第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 3月 25日 まで
2	入札説明書に対する質問	2025年 3月 26日 12時まで
3	質問への回答	2025年 3月 31日まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2025年 4月 4日 12時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2025年 4月 22日 10時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に

示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第 3 章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 2. (3) 日程参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/4UixfULNG8>

注 1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

(2) 質問への回答

- 1) 上記 2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争
参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金
額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の
内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の 2 営業日前
までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期
間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記 2. (3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください
(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

(2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。

(3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(4) 入札保証金は免除します。

(5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）

には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3）入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

（3）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（4）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（5）入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

（1）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

（2）技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.7＋（価格評価点）×0.3

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

サブサハラアフリカ地域では、安全な飲料水へのアクセス改善に向け、これまで各国で努力を行ってきたが、未だに他の地域と比べて低い状況が続いている（2022年時点：安全に管理された水へのアクセス31%、基本的サービスレベルの水へのアクセス65%）。一方、気候変動が及ぼす影響については、サブサハラアフリカ地域が最も脆弱であると言われており、これまでの努力にもかかわらず、水資源の枯渇、極端な気象現象による施設の破壊等により、給水状況は更に悪化する可能性があり、適切な適応策をとることが喫緊の課題とされている。

なかでも新興都市は、気候変動によるリスクが高い場所に挙げられており、特に、貧困者居住地区では、暴風雨や洪水など極端な気象現象により大きな影響を受けるとされている。また、これらの地区は、人口が密集し、電気、水・衛生、保健、インフラ、災害に強い住居などの基本サービスが十分に整備されていないことが多く、住民は、災害時のみならず、日常的にも様々な脅威にさらされており、人間の安全保障が脅かされる状況である。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、上記のような点に着目し、サブサハラアフリカにある大都市の貧困者居住地区において、気候変動に起因する被災時の給水確保に資するとともに、日常的な脅威を低減することで、人間の安全保障の確保に貢献する給水案件の形成可能性を確認するための情報収集を目的とし、サブサハラアフリカの大都市3か所で試行的に様々な調査を行い、今後の案件形成に役立つ教訓を得ようとするものである。

第3条 調査実施の留意事項

(1) 多面的なアプローチ

本調査は、気候変動適応策及び人間の安全保障の確保に資する案件を形成するための情報収集であり、将来的に形成される案件は都市部の貧困者居住地区での給水状況の改善をターゲットとしているものの、様々なセクターからの介入を呼び込みつつ、目的を達成することが必要と考えている。また、調査の成果として無償資金協力を想定した水道施設整備計画案の検討に必要な情報を整備する想定であり、その際には施設整備のみならず、さまざまなソフト面での介入の検討も必要と考えている。従って、本調査においても、セクターや事業スキームを超えた多面的なアプローチで必要な対策を検討した上で、報告書として整理することが求められている³。

(2) 事業効果

本調査で収集する情報に基づいて形成しようとする案件は、安全な水へのアクセス率の向上や水道事業体の成長支援など従来 JICA が主に実施してきた案件目的とは異なる目的を有する。このため、如何に事業効果を見せ、事業の必要性、事業実施意義を示すかが、案件形成段階の検討における鍵になると考えており、この点において、様々な提案を期待している⁴。

第4条 調査の内容

(1) 調査対象都市

- ① ダカール（セネガル）
- ② ヌアクショット（モーリタニア）
- ③ アビジャン（コートジボワール）

調査対象都市の概要は以下のとおり

調査対象都市の概要

都市名		ダカール	ヌアクショット	アビジャン
人口		3,540,460	1,552,150	5,866,700
アクセス率		約 100%	約 50%	市街地 95% 周辺部 60%
水道事業	資産所有	SONES	SNDE	MINHAS
	事業者	SEN' EAU	SNDE	SODECI
貧困者居住地区		Guédiawaye Pikine	Kebbe Gazra	不法居住区等

³ 都市部の貧困層居住地区を対象とし、気候変動適応策及び人間の安全保障の確保に資する案件や対策として検討を予定する選択肢（仮説）と多面的なアプローチの検討方針について、技術提案書で提案してください。

⁴ 事業効果の指標及び指標の取り方について、技術提案書で提案してください。

気候変動	豪雨、渇水、海水面上昇、塩水化など	洪水、豪雨、海水面上昇、高潮など	豪雨、洪水など
その他	・マメル海水淡水化事業に係る報告書が活用可能	・ODA アドバイザー（JICA 長期専門家）から情報収集可能	・都市計画 M/P が活用可能 ・様々なインフラ計画が WebGIS 上に統合されている

（２）調査方針

調査対象都市の貧困者居住地区を対象に、気候変動に起因する被災時に最低限の給水を確保するとともに、平常時における低い給水サービスに伴う脅威の低減に資する給水計画案の検討に必要な情報を整備する。

なお、情報・データ収集のための現地調査は２回に分け、コートジボワールにおける１０月の選挙の影響を考慮し、コートジボワールを第１次現地調査とすることを想定しているが、実施順序についてはプロポーザルで提案することができる。

また、最終報告書（案）を関係機関と協議するための第３次現地調査は、一度ですべての対象国を訪問することを想定している。

（３）調査内容

各調査対象都市において、以下の調査を行い、発注者及び関係機関との協議を行ったうえで、最終報告書を作成する。

- １）給水に関する政策、体制、サービスレベル等の現状調査及び将来計画の確認
- ２）気候変動に起因する災害の発生状況及びそれに伴う給水への影響の確認
- ３）調査対象とする貧困者居住区域の選定及び当該区域の基礎情報の収集

なお、調査対象とする貧困者居住区域の選定にあたっては、当該区域の給水を改善することの政治的・社会的意義、必要性、費用対効果のほか、治安等、事業の実施しやすさにも留意すること。

- ４）調査対象区域における給水に関する脅威についての調査^５

^５ 給水に関して住民が何を脅威と感じているかを効果的に確認するための具体的な手法について、４）に記載されている内容を確認のうえ、技術提案書で提案してください。

- 現状の給水サービスレベル（時間、質、量）及びそれに伴い住民が感じている脅威の調査
- 災害時の給水停止等のダウンサイドリスクと、それにより住民が感じる脅威の調査

なお、脅威の調査については、各都市2名ずつの現地傭人を一か月程度雇用して効率的に調査することを想定している。調査は、WISE scale⁶を用いるとともに、常時における給水時間等の給水サービスの指標と住民が感じる脅威との関係性、更には災害時に起こると想定される事象と住民が感じる脅威との関係性がわかるように工夫した質問票を作成したうえで、実施すること。

5) 脅威への多面的な対応方法の検討

- 様々な脅威の整理・可視化
- 多面的なアプローチでの脅威への対応策の検討
- 想定される効果及びその測定方法の検討並びに事業実施意義の整理

6) 脅威を縮小できる水道施設の検討

- 水道施設の現状及び災害に対する脆弱性の確認
- 当該地区の水需給バランスの確認
- 利用可能なリソースの確認
- 水道施設整備計画案の検討に必要な情報の整備

なお、水道施設整備計画の検討はPre-F/Sレベルで行い、運用のためのソフトコンポーネントを含む。無償資金協力に適した規模を想定しており、無償資金協力の準備調査の企画競争説明書に添付されている案件概要（基本情報、事業の背景と必要性、他の援助機関の対応、事業を実施する意義、事業の目的、事業内容、受益者、他のJICA事業との関係、事業実施体制、気候変動対策としての意義、ジェンダー分類、人間の安全保障達成に向けた意義、事業効果（定量的、定性的）、過去の類似案件からの教訓、位置図）を作成できるレベルの情報を収集することが求められる。

7) 他開発パートナーによる類似案件及び関係する案件に係る調査

他開発パートナーによる案件との重複は避ける必要があるが、人間の安全保障や気候変動適応策に貢献するには、他セクターも含む様々な案件との協働が必要

⁶ [Water Insecurity Experiences \(WISE\) Scales - Northwestern University](#)

となることも考えられるため、他開発パートナーとの積極的な協働や他案件との相乗効果について検討することが求められる。

(4) 対応策のイメージ (例)

様々な対応策や水道施設計画の案が可能と考えるが、参考のため一案を以下に示す。

	常時	災害時
脅威	水がいつ来るかわからない	自然災害時に水を得られない
対応方法	配水池増設、ブロック化による計画断水の実施、十分な広報・周知	災害時給水拠点の設置、災害対応マニュアルの作成、応急給水訓練の実施
双方に効果のある水道施設	学校・クリニック等での配水池建設及び配水網のブロック化	
効果		
指標	給水時間、給水タンクの利用日数、脅威を感じる人の割合、就労意思のある女性の割合など	災害時利用可能水量／人数、学校・クリニック等の給水時間など

(5) 調査実施方法

1) 業務計画書に基づく説明・協議

業務計画書を基に発注者に対し調査方針、調査実施計画等について説明を行い、協議する。

2) 準備業務 (2025年5月下旬を想定)

調査対象都市の水道供給の現状、貧困者居住地区の現状、気候変動の影響などを文献及びインターネットから調査したうえで、住民への質問票を含む現地調査実施方針を作成し、発注者と協議を行う。

3) 第1次現地調査 (2025年6月上旬から6月中旬を想定)

調査対象都市のうち1都市を訪問し、必要な情報・データを入手する。

4) 第2次現地調査(2025年8月上旬から8月下旬)

調査対象都市のうち、残りの2都市を訪問し、必要な情報・データを入手する。

なお、実施に当たっては、第一次現地調査の教訓を用いて、より良い調査となるように準備したうえで実施することが求められる。

5) 準備・整理業務(2025年9月中旬から10月中旬)

第1次及び第2次現地調査結果を現地調査結果報告書として整理したうえで、発注者と協議を行い、国内作業における整理・検討の方向性について合意する。国内作業による整理・検討の結果を取りまとめたものを最終報告書(案)として整理する。

6) 第3次現地調査/整理業務(2025年11月上旬から12月下旬)

調査対象都市すべてを再訪し、最終報告書(案)について、関係機関と協議を行ったうえで、最終報告書を完成させる。

第5条 報告書等

調査の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち(1)3)を本契約における最終成果品とし、その提出期限は契約履行期間の末日とする。

最終報告書については製本し、その他の報告書等は電子ファイル及び簡易製本で提出する(ホッチキス止め可)。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

なお、以下に示す部数は発注者へ提出する部数であり、国内の会議等に必要な部数は別途用意する(簡易製本は不要)。

(1) 作成・提出する報告書

1) 現地調査報告書(和文)

- ・ 電子ファイル
- ・ 提出期限: 2025年9月中旬

2) 最終報告書（案）（和文1、仏文1）

- ・電子ファイル
- ・提出期限：2025年10月中旬

3) 最終報告書：

- ・和文1部、仏文3部、電子ファイル（CD-R 4部）
- ・提出期限：契約履行期間末日

(2) 報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する。必要に応じ図や表を活用する。報告書本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記する。
- 2) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日および略語表を目次の次の頁に記載する。
- 3) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。
- 4) 本調査で活用した資料はリスト化し、最終報告書の付属資料として整理し、リストにある参考文献データはCD-Rにて提出する。
- 5) 最終報告書の構成については、調査を通じて入手できた情報・データをもとに、発注者と相談の上、決定する。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

表紙、序文、要約、目次

第1章 調査の概要

- 1.1 本調査の背景と目的
- 1.2 本調査の概要と実施方針
- 1.3 本調査の実施体制とスケジュール

第2章 調査結果

- 2.1 ダカール（セネガル）
 - 2.1.1 給水に関する政策、体制、サービスレベル等の現状及び将来計画
 - 2.1.2 気候変動に起因する災害の発生状況及びそれに伴う給水への影響
 - 2.1.3 貧困者居住区域の選定及び区域の概要
 - 2.1.4 調査対象区域における給水に関する脅威
 - 2.1.5 脅威への多面的な対応策
 - 2.1.6 脅威を縮小できる水道施設の検討
- 2.2 ヌアクショット（モーリタニア）
 - 2.2.1 給水に関する政策、体制、サービスレベル等の現状及び将来計画
 - 2.2.2 気候変動に起因する災害の発生状況及びそれに伴う給水への影響
 - 2.2.3 貧困者居住区域の選定及び区域の概要
 - 2.2.4 調査対象区域における給水に関する脅威
 - 2.2.5 脅威への多面的な対応策
 - 2.2.6 脅威を縮小できる水道施設の検討
- 2.3 アビジャン（コートジボワール）
 - 2.3.1 給水に関する政策、体制、サービスレベル等の現状及び将来計画
 - 2.3.2 気候変動に起因する災害の発生状況及びそれに伴う給水への影響
 - 2.3.3 貧困者居住区域の選定及び区域の概要
 - 2.3.4 調査対象区域における給水に関する脅威
 - 2.3.5 脅威への多面的な対応策
 - 2.3.6 脅威を縮小できる水道施設の検討

第3章 調査結果総括

- 3.1 各都市における調査結果の総括
 - 3.1.1 ダカール（セネガル）
 - 3.1.2 ヌアクショット（モーリタニア）
 - 3.1.3 アビジャン（コートジボワール）
- 3.2 調査から得られた今後の案件形成に役立つ教訓及び提案

付属資料 参考文献リスト、収集資料リスト、面会者リスト、現地調査日程など

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	都市部の貧困層居住地区を対象とし、気候変動適応策及び人間の安全保障の確保に資する案件や対策として検討を予定する選択肢（仮説）と多面的なアプローチの検討方針	第3条 調査実施の留意事項（1）
2	事業効果の指標及び指標の取り方	第3条 調査実施の留意事項（2）
3	給水に関して住民が感じる脅威の確認手法	第4条 調査の内容（3）調査内容4）

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 9. 6人月

(現地渡航回数：延べ7回)

業務従事者については、水道計画、人間の安全保障（そのコンセプトの十分な理解と、重要な視点である「脅威」の特定、低減に関する知見や関連する業務経験）、気候変動適応策（気候リスク評価、適応策検討の知見や経験。特にそれが都市部の貧困者層居住地区での業務経験であればなおよい）の専門性を求めます。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (3号))】

1) 対象国及び類似地域：サブサハラアフリカ地域

2) 語学能力：英語 (仏語ができることが望ましい)

- ※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。
- ※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

なし

2) 公開資料

- セネガル国マメル海水淡水化事業フェーズ2準備調査

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12388351.pdf>

- JICA Climate-FIT (Adaptation)

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/_icsFiles/afieldfile/2024/04/03/climate_fit_J.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（仏語⇔英語）	無 ※ 調査対象国で発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語は仏語です。
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、各国の JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業

務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：低所得者層への給水を含む都市給水に関する各種業務

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用して

ください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照して下さい。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用して下さい。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとして下さい。

1) 形式

技術提案書は、A4判(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について (該当する□にチェック)

本案件は定額計上はありません。

(4) 旅費 (航空賃) について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用 (買替対応費用) を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください (首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(5) ランプサム (一括確定額請負) 型の対象業務

本業務においては、「第 2 章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム (一括確定額請負) 型の対象業務とします。

(6) その他留意事項

アビジャン市内における宿泊については、安全管理対策上の理由からが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 20,900 円/泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力 : <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2